

# 卸電力取引市場へのFIT電気販売 に係る係数算出方法について

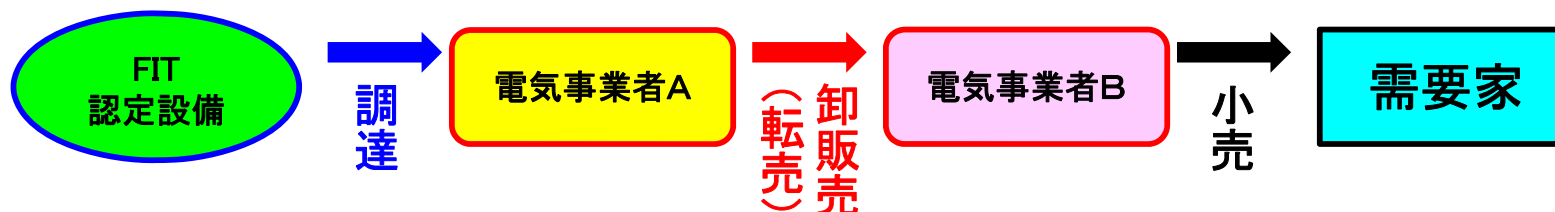
平成28年11月

温対法に基づく事業者別排出係数の  
算出方法等に係る検討会事務局

# 卸電力取引市場へのFIT電気販売に係る係数算出方法について

## 現行の取扱い

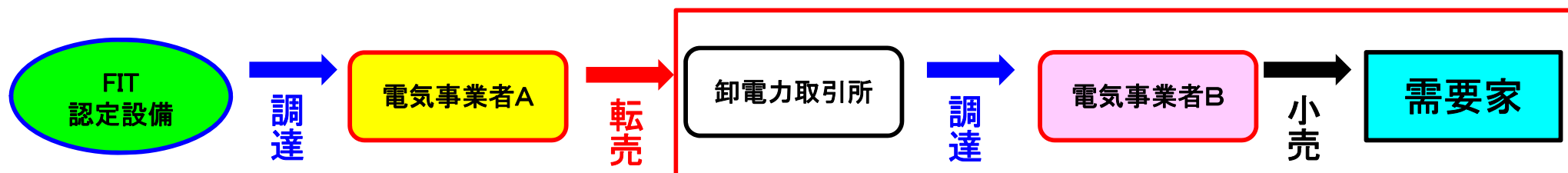
- (1) 第10回排出係数検討会(平成26年度)において、「固定価格買取制度による自社買取電力」については、FIT認定設備からの直接調達量(交付金ベース買取量)に加え、相対取引により他の電気事業者から調達したものを加算し、他の電気事業者へ販売したものを控除することを取り決めた。



○上図の場合、電気事業者Bは電気事業者Aから相対取引によりFIT電気を卸調達しているため、電気事業者Bの自社FIT買取電力量に加算。

○他方、電気事業者Aは電気事業者Bに卸販売しているため、電気事業者Aの自社FIT買取電力から減算。

- (2) 他方で、卸電力取引所を介してFIT電気を販売した場合、購入側において実際の買入先が分からないことに加え、卸電力取引市場で取扱われるFIT電気の電力量を把握するデータがないことから、当面は相対取引のみを対象とすることとした。



※卸電力取引所から電気を調達した電気事業者BのFIT電力量及び当該電力量に係るCO2排出量を明らかにしないことには全体としてバランスが取れないため、これについては、改正FIT法による送配電買取の議論等を踏まえ、次回以降、検討する。

# 卸電力取引市場へのFIT電気販売に係る係数算出方法について

## 課題

- ①電気事業者が、調達したFIT電気を卸電力取引市場を介して他の電気事業者に販売した場合には、現行の取扱いに従うと、当該電気事業者の「固定価格買取制度による当該電気事業者(=自社)買取電力量」から当該販売分を控除できない。このため、調整後排出係数の分子に加算される固定価格買取調整二酸化炭素排出量には、当該販売分のCO2が含まれる。
  - ②他方で、調整後排出係数の分母である販売電力量には、卸電力市場を介して他の電気事業者に販売したFIT電気は、当該事業者の販売した電気ではないため含まれていない。
- ⇒このように、調整後排出係数の分子と分母とで異なる取扱いが生じており、結果として、調達したFIT電気を卸電力取引市場を介して販売した場合には、調整後排出係数が実態より高くなる。

## <調整後排出係数の算出式>

実二酸化炭素排出量 =  $\frac{\text{固定価格買取調整二酸化炭素排出量} + \text{国内及び海外認証排出削減量調整無効化量等}}{\text{販売電力量}}$

販売電力量

固定価格買取調整電力量

×

全国平均係数

①FIT電気を卸電力取引市場を介して販売した場合、FIT電気の販売分を控除できない

②FIT電気を卸電力取引市場を介して販売した場合、当該FIT電気は販売電力量には含まれない

固定価格買取制度による  
当該電気事業者買取電力量

固定買取価格制度による  
買取電力量 (全国総量)

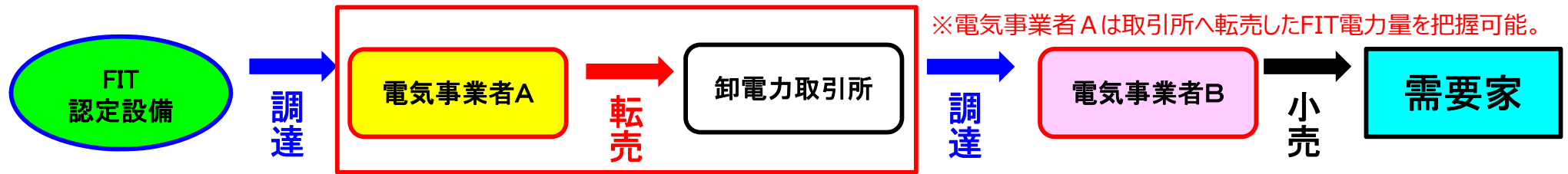
×

当該電気事業者販売電力量  
販売電力量 (全国総量)

# 卸電力取引市場へのFIT電気販売に係る係数算出方法について

## 事例

○例えば、調達したFIT電気の大部分を卸電力取引市場へ販売している事業者は、現行の取扱いに従うと、以下のように、調整後排出係数が著しく高くなる。



## 【事例】

<調達電力量>…3,000kWh (すべてFIT電気、うち2,000kWhは卸電力取引所へ販売するが調整後排出係数算出上、控除不可)

<販売電力量>…1,000kWh (小売に供した電力量)

<全国平均係数>…0.500 kg-CO<sub>2</sub>/kWh

※簡略のためクレジットによる調整及びFIT電気のゼロ価値の分配は考慮しない。

$$\text{◆実排出係数} = \frac{\text{実二酸化炭素排出量 (kg-CO}_2\text{)}}{\text{販売電力量 (kWh)}} = \frac{0}{1,000} = 0\text{kg-CO}_2\text{/kWh}$$

$$\text{◆調整後排出係数} = \frac{\text{実二酸化炭素排出量} + \text{固定価格買取調整二酸化炭素排出量 (kg-CO}_2\text{)}}{\text{販売電力量 (kWh)}} = \frac{0 + 3,000 \times 0.5}{1,000} = 1.5\text{kg-CO}_2\text{/kWh}$$

⇒本来、小売した電力量1,000kWhの調整後排出係数は、全てFIT電気であるから、0.500kg-CO<sub>2</sub>/kWhとなるべき。

## 対応方針

○分子となるCO<sub>2</sub>排出量は、小売に供した電力量に係るもの(他の電気事業者への販売分を除くもの)とすべきであることから、電気事業者が、調達したFIT電気を卸電力取引所を介して他の電気事業者に販売した場合には、当該電気事業者の「固定価格買取制度による自社買取電力量」から当該販売分を控除することとする。

○他方で卸電力取引所から調達したFIT電力量については、改正FIT法による送配電買取の議論等を踏まえ、次回以降、検討することとしてはどうか。



## (参考) 第10回排出係数検討会資料より (平成27年2月13日、資料2)

### 2. 固定価格買取制度によるCO2排出量・係数の調整について

#### 課題2 「固定価格買取制度による自社・買取電力量」の範囲について

- 「固定価格買取制度による自社・買取電力量」は、FIT認定設備からの直接調達量(交付決定通知記載の交付ベース買取量)を計上している。
- 電気事業者AがFITを利用して調達した電気を電気事業者Bへ卸した場合、つまり電気事業者BがFIT認定設備からの電気を電気事業者Aを介して間接的に調達した場合、電気事業者Aに全ての調整量が上乗せされ、その電気を小売する電気事業者Bでは調整が行われない。結果的に需要家にFIT調整分が反映されない。



※一般的には、電気事業者Bおよび需要家は低廉な価格で低CO2電気を調達。

#### 課題2への改善案

- 電気事業者Bの「固定価格買取制度による自社・買取電力量」については、間接的にFITを利用して電気調達したものも含むとして、その分を電気事業者Bの自社・FIT買取量に加算(電気事業者Aは減算)することとしてはどうか。
  - … 間接的なFIT調達については参照可能なデータがないため、係数報告に「電気事業者同士のFIT調達電気のやり取り」にかかる様式を新規追加して、卸販売・調達量を報告。
- なお、小売実績がなく係数報告対象とならない事業者でも、卸販売目的でFITによる電気調達を行った場合には、同様式によりFIT調達電気の卸販売量を国に報告することを求めているかどうか。
- また、電気事業者Aが卸電力取引所を介して電気事業者Bに販売する場合も考えられるが、その場合は電気事業者Bでは実際の買入先は分からないことに加え、市場取引で取り扱われるFIT交付対象電力量も利用可能なデータがなく不明なため、当面は相対取引のみを対象と、次回以降、取引の実態を踏まえつつ市場取引を含めた調整の方法を検討することとしてはどうか。